

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。
平成二十年二月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ジョイフルタウン岡山
所在地 岡山市下石井二丁目一〇一〇二ほか
- 2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名
名称 住友信託銀行株式会社
住所 大阪府中央区北浜四丁目五-三三
代表者の氏名 代表取締役 常陰 均
- 3 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
住友信託銀行株式会社
（変更前）取締役社長 森田 豊
（変更後）代表取締役 常陰 均
- 4 変更年月日
平成十九年十一月二十七日

二 届出年月日

平成二十年二月十二日

三 縦覧の期間及び場所

- 1 平成二十年二月二十九日から平成二十年三月三十一日まで 岡山県産業労働部経営支援課
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年六月二十九日まで 岡山市経済局産業課

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次により意見書を提出することができる。

- 1 平成二十年二月二十九日から平成二十年三月三十一日まで 知事に提出すること。
- 2 平成二十年四月一日から平成二十年六月二十九日まで 岡山市長に提出すること。